

大和ハウス工業(株) 御中

国土交通省住宅局建築指導課長

防火基準への不適合等に関する対応について

貴社より、廊下を支える柱等が建築基準法や条例の防火基準に適合しないおそれがある共同住宅73棟、あらかじめ認定を受けた型式の仕様に適合しない住宅を2,066棟（このうち住宅性能評価書を取得した物件は533棟）を供給した旨の報告があった。

かかる事案は、住宅の所有者等に不安を与え、かつ、建築物の安全・安心に対する国民の信頼を揺るがす行為であり、極めて遺憾である。

については、建築物の安全性確保のために、以下の対応を求める。

① 住宅所有者等への丁寧な説明

- ・住宅所有者等に対して、事案の内容について丁寧に説明すること。

② 特定行政庁等への報告

- ・特定行政庁に対して、可及的速やかに、廊下を支える柱等が防火基準に適合しない可能性がある共同住宅73棟について報告し、防火基準への適合性の判断を確認するとともに、必要な是正指導を受けること。
- ・すべての住宅について、速やかに構造安全性に関する第三者機関の確認を受けた上で、特定行政庁等に報告すること。

③ 改修等の迅速な実施

- ・廊下を支える柱等が防火基準に適合しない可能性がある共同住宅73棟について、特定行政庁の是正指導に従って可及的速やかに改修すること。
- ・その他の住宅について、住宅所有者等の意向を踏まえて必要な対応を行うこと。

④ 原因究明及び再発防止策の報告

- ・今般の事案の原因を究明するとともに、再発を防止するための改善策をとりまとめ、国交省に報告し、当該報告に基づき、必要な改善策を講じること。

⑤ 相談窓口の設置

- ・相談窓口を設置し、住宅所有者等の意向を十分に把握し、誠意をもって対応すること。